

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www.geocities.jp/m039asihara/>
NO. 9 2

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564) 53-7857 fax53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2015. 9. 22

今年もご支援、ご協力をお願いします。

例会報告

- ① 岡崎市消防団報酬問題調査報告
- ② 福祉会館利用制限問題調査報告
- ③ 平成26年度政務活動費報告

① 岡崎市消防団報酬問題調査報告

岡崎市公文書開示請求により、報酬等支払証拠書類、および出動報告との照合を行いました。

1つ目の問題は、報酬、出動手当が投書のように本人に支払われず、21消防団の団長の口座に一括で支払されていることでした。そして、報酬から共済費や正副団長記念品料、弔慰金などが天引きされていることでした。地方公務員に準じた取扱ならば、報酬や手当は本人に直接支払わなければいけないし、天引きできるのは所得税、共済掛金などに限られているはずですが、それ自体が間違いだと思いますが、団長へ委任状が出されているということで処理されていました。しかし、途中入団の消防団員の委任状は取ってありませんでした。出動記録と氏名が違っている者もありました。

2つ目の問題は、操法大会や観閲式、出初め式など（準備も含めた）出動に多くの参加があり、消防団員の負担軽減を求める投書者の気持ちがわかりました。改善が求められるでしょう。

② 福祉会館利用制限問題調査報告

福祉会館利用について、岡崎市社会福祉協議会および財産管理課に使用許可申請条件や利用状況などを調べました。庁舎を公益のために無料で貸し出しているわりには、市民団体に平等に利用させているようにはなっていませんでした。社会福祉協議会に登録する団体ということではなく、岡崎市障害者団体連合会に加盟する団体、ボランティアセンターに登録するボランティア団体と限定して、実績を求め、加盟していない団体を閉め出していました。地方自治法では市民が平等にサービスを楽しむように定められているはずですが、明確な基準を設け、社会福祉協議会若しくは福祉課が登録を受理した団

体に貸し出す等の改善が必要とわかりました。

また、市役所各課の利用率が高く、福祉団体の利用を妨げている原因の一つになっているようにも思いました。

② 平成26年度政務活動費報告

平成26年度政務活動費報告については、分析不足でまだ報告するまでには至っていませんが、気づいた点を何点か上げることができます。

一つはコンピュータなど備品の購入です。岡崎市議会においても会派の名称や構成員がよく変わっています。そうしたときの帰属が明確に成らず、いつのまにか個人財産に変わってしまうおそれがあります。次に事務職員を雇って報酬を払っている会派があります。政務調査のために雇っているのか、政治活動のために雇っているのか明確ではありません。そうした雇用はどうなのかと思います。それから、個人の分を差し引いた訂正した領収書が多く見られたのですが、一般的に金額訂正した領収書は証拠として無効ではないでしょうか。注文時点から分けて注文し、請求をあけてもらう工夫が必要ではないかと思いました。そして、議会報告会のチラシ印刷代金を支払っている方が見えましたが、後援会なり党の機関が主宰される場合は政治活動となるので、不適切な支出と思われるかもしれませんが、いかがでしょうか。

10月以降の例会について

月の最初の月曜日に考えていたところ、既に予約が詰まっていて、現時点で予約できる日を押さえたので、日程が以下のように変更になりましたので、報告します。

10月6日（火）PM7時00分～

11月10日（火）PM7時00分～

12月8日（火）PM7時00分～

いずれも

「りぶら（岡崎中央図書館）」102A会議室

1月は新年会に代える予定なので、又決まり次第報告します。